

灰色金利訴訟が和解

9人に千200万円返還

管内者
管務
知債
空ど
北な

事実上のみなし弁済放棄へ

開されている。

年二九・二%を超える利息は出資法で刑事罰が科せられるのに対し、「利息制限法」と「出資法」のはざまにある年二〇・二九・二%の利息は、民事上無効だが、本人の任意性の担保と適正な書面の交付など、いわゆる「みなし弁済」を条件に貸金業規制法が例外的に認めている。消費者金融などは、

こうした「みなし弁済」を担保に年二〇・二九・二%の利息を債務者に支払わせているのが実態だ。

「みなし弁済」の扱い

については、「その適用要件の解釈を厳格にすべき」とする最高裁判例(平成十六年二月二十日)があるほか、今年一月には、

最高裁第二小法廷が債務者の任意性に主眼を置き、利息制限法の上限を上回る利息で貸し付けることそのものを実質否定する画期的な司法判断を示している。

ち出した判決は、金融庁の消費者金融大手「アイフル」(本社・京都市)に対する業務停止処分踏み切りの追い風となったほか、みなし弁済を廃止し、「利息制限法」の上限金利にそろえることなどを骨子にした法整備の機運を高めた。

原告九人は、無人契約機をはじめとした契約方法など「みなし弁済」がきちんとされてないとして、民事上の不当利得にあたることを主張していた。

訴状などによると、消費者金融など七社は、利息制限法で定められている上限利息に対する正しい説明や適正な書面の交付をしないまま、原告九人から利息制限法を上回る不当な利息を得た。和解は、いずれも被告の消費者金融側が提案、原告が受け入れた。

代理人の木村幸一司法書士は「金融庁が現在法整備を進めている利息制限法の上限金利も高いと思う。利息制限法そのものを見直さなければ多重債務者の真の救済にならない」と話している。

〔間山〕

利息制限法を上回る利息を不当に支払われたとして、北空知管内などに住む債務者十一人が今年一月、消費者金融など計八社を相手に過払金など約二千万円の返還を求め

深川簡裁などに一斉提訴した。不当利得返還訴訟で、原告のうち九人が二十五日までに、消費者金融七社から合わせて千二百六十八万円の返還金を受けることで和解した。

「利息制限法」(上限金利年一五・二〇%)と「出資法」(同二九・二%)のはざまにある「グレーゾーン金利」に光を当てた不当利得返還訴訟で、全国で集団訴訟が展